

[いじめ防止基本方針]

近畿大学附属和歌山高等学校・中学校
平成26年3月10日作成

1. はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたっていじめを受けた生徒が苦しむばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、絶対に許されない行為である。

そのため、本校では学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、生徒がいじめを受けたと思われるときには、迅速かつ適切に対処し、関係機関等との連携を図りつつ、その再発防止に努める。

本校では知・徳・体の調和のとれた全人教育をすすめ「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人になろう」という校訓を掲げ、社会で信頼と尊敬を得る人材の育成を教育の目標として日々教育活動に取り組んでおり、この教育目標に基づき、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2. いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「この法律において、「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。」

3. いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

4. いじめの理解

(1) いじめに見られる集団構造

いじめは、いじめを受けている生徒といじめている生徒だけの問題としてとらえるのではなく、周りではやし立てたりする「観衆」や、見て見ぬ振りをする「傍観者」も、いじめを助長する存在として理解する。

(2) いじめの様態

いじめは、冷やかしかからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等もある。一見仲間同士の悪ふざけに見えるような行為でも、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。周囲の者がいじめと認知しにくいものもあるため、いじめを受けた生徒の心情を踏まえて適切に認知する。

5. いじめ防止等の学校の取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

本校では、いじめ防止等の対策のため、「いじめ防止委員会」を設置する。さらに、重大で深刻ないじめが発生した場合には、「対策委員会」を設け対処する。

「いじめ防止委員会」の構成員は、

校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーその他
校長が指名する教諭とする。

「対策委員会」の構成員は、

校長、教頭、生徒指導部長、同和人権主任、該当学年主任、
該当学級正副担任、養護教諭、スクールカウンセラーとする。

また、両委員会の構成員については必要に応じて、顧問弁護士、学内弁護士、第三者
成員などを増員する。

(2) 未然防止

いじめ問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、全ての生徒を対象に次のようないじめの未然防止の取組を行う。

ア) 日々の授業や学校行事を通して、望ましい人間関係を築くなかで、人間としての在り方・生き方について正しく生徒に理解させ、規範意識や社会性等が生徒の身に付くよう、指導の充実を図る。

イ) ボランティア活動や異年齢集団での活動等、他者と深く関わる体験を重ね、コミュニケーション能力や自己有用感等を高める活動を行う。

ウ) 議論や討論を通して問題を解決する力を身に付け、いじめ問題を解消していくための自主的・主体的な活動に取組ませる。

エ) 生徒にソーシャルネットワークシステム等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為になり得ることをしっかりと指導するとともに、外部機関の専門家等を講師として招き、インターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。また、保護者に対してもインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等の協力を求める。

(3) 早期発見

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながることもあるため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く保つとともに、アンケート・通報・面談・相談等の体制を整え、いじめを積極的に認知するよう努める。

(4) 早期対応

いじめの相談・通報等を受けた場合や、いじめが疑われた場合は、被害生徒の安全確保を第一にしつつ、迅速な事実確認を行い、速やかに対処する。

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められた場合、教育的な配慮や被害生徒等の意向への配慮のうえで、適時・適切に警察と相談・連絡し、連携した対応をとる。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報して援助を求める。

また、児童相談所や青少年センター等のその他関係機関との情報交換を適宜行う。

(5) 教職員の資質能力の向上

現職教育や研修を通じて人権意識を高めていくだけでなく、日々の教育活動の中でも生徒に指導する際、配慮に欠けた言動がないか見つめ直すなど、常に人権意識の向上に努める。

(6) 家庭・地域との連携

いじめ防止の取組や校外生活について、学校・保護者・地域が相互に協力・情報交換ができる関係づくりを進める。

(7) 継続的な指導・支援

表面上、いじめが解決しているように見えるが、逆に複雑化、深層化してしまい、いじめが見えにくくなる場合もある。いじめの解消に向け、いじめを受けた生徒には継続して支援を行い、いじめを行った生徒にも継続的な指導を行う。

(8) 取組内容の点検

いじめ防止等について、取組状況や達成状況等を「いじめ防止委員会」や「対策委員会」等で確認するとともに、当委員会などを中心に「学校いじめ防止基本方針」の内容について点検し、必要に応じて見直しを行う。

6. 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断・報告

いじめにより本校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、あるいは、いじめにより本校在籍の生徒等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、文部科学省で定められている「重大事態対応フロー図」をもとに、直ちに適切な対処を行う。

(2) 重大事態の調査の実施と結果の報告

ア) 重大事態が発生した場合、直ちに和歌山県知事(総務学事課等関係機関)に報告する。

イ) 「対策委員会」が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたる。

ウ) 調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法でいじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を提供する。

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力